

社会福祉普及校指定事業要綱

社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会

1 趣 旨

この事業は、長野県福祉教育大綱（S55年）に基づき、児童・生徒が体験を通じて社会福祉の理解と関心を高め、日常生活の中に相互扶助、社会連帯の精神を養うとともに、地域に根ざした福祉教育を推進することを目的に、町社会福祉協議会が、町内の小学校・中学校・高等学校（H7年から）を社会福祉普及校に指定し、昭和50年代半ばから継続実施している福祉教育事業です。

2 活動費補助金

（1）補助金の交付額

社会福祉普及校1校当たり、活動費25,000円の補助を行う。

（2）補助金交付申請

『交付申請書・計画書・請求書』を箕輪町社会福祉協議会へ提出する。

（3）実績報告

指定事業が完了したときは、速やかに『実績報告書』を箕輪町社会福祉協議会へ提出する。

3 社会福祉普及校における活動例（参考）

（1）広報・啓発活動

- 福祉講演会、映画会、展示会等の開催。
- 福祉新聞、機関紙発行又は学校新聞等での啓発。
- 文化祭、学校祭等で活動紹介、研究発表等。

（2）調査、研究活動

- 地域社会の中で、高齢者問題、児童問題、障がい者問題、環境問題等の調査活動を行い、地域の課題を知る。
- 研究会、学習会の開催等。

(3) 実践活動

- 施設活動…社会福祉施設等への訪問、交流活動。
- 地域活動…ア 地域の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、障がい（児）者との交流活動。
 - イ 道路、河川及び公共施設の清掃等環境美化活動。
 - ウ 伝統文化の継承、文化財保護活動等。
- 各種の地域活動に協力…地域子供会、長寿クラブ活動等への協力。
- 学校行事への招待…運動会、文化祭等に高齢者・障がい（児）者等を招待。
- 交流校の設置…地域の養護学校等と連携し、日常的な交流相互協力体制をつくる。

(4) その他の活動

- 各種関係行事への協力
 - 各種募金への活動（共同募金、歳末たすけあい）。
 - ふれあい広場、社会福祉大会等。
- 強調月間や障がい者（児）等の各種行事への参加協力
 - 児童福祉週間、ボランティア体験月間、防災ボランティア週間等。
- 社会福祉講座・ボランティア講座・ボランティアスクール等への参加
- 点訳・手話・車いす介助・視覚障がい者ガイドヘルプ等技術の習得
- 国際理解を深める活動
- 使用済み切手収集運動

4 附 則

- この要綱は、平成 7年4月1日より施行する。
- この要綱は、平成15年4月1日より施行する。
- この要綱は、平成19年4月1日より施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日より施行する。